

もっと
便利に

家の近くの地区センター

市では、市民の皆さんがさまざまな手続きをより便利に行えるような取り組みを進めています。今月は、これまで市役所に行かなければ受けられなかったサービスを、より身近な地区センターで受けられるようにするための機能の拡充や、窓口での手続きを簡単にする取り組みについて紹介します。

※地区センターには入曽地域交流センター、水野・広瀬市民サービスコーナーを含みます

10月からスタート!

予約制で手続き・相談が可能に

自宅近くの地区センターで新たにいくつかの手続きが行えるようになりました。



対象となる地区センター

- 入曽地域交流センター
- 新狭山地区センター
- 広瀬市民サービスコーナー



手続き・相談には予約が必要です

以下の各窓口へ事前にご連絡ください

●入曽地域交流センター
☎2959-3004

●新狭山地区センター
☎2954-7811

●広瀬市民サービスコーナー
☎2953-5746

行える手続き

●住民異動(転入・転出・転居) ※マイナンバーカード関連の手続きと国民健康保険の一部の手続きもできます

行える相談

タブレット端末を使って市役所の担当職員に相談ができます

- 収入・生活費のこと
- 生活保護のこと
- 障害のこと
- 介護のこと
- その他福祉全般のこと

11月からスタート!

窓口のキャッシュレス決済

各地区センターにキャッシュレス決済端末を設置し、窓口でのお支払いに利用できるようになります。

決済方法

- クレジットカード
- 電子マネー
- バーコード支払い

対象となる支払い

- 証明書の発行手数料
- 施設の使用料
- コピー代などの一部実費相当額



実際に体験してもらいました



1

行いたい手続きを選択し、本人確認確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード)を読み取り機にセット。顔認証を行います

使ってみた感想

証明書などはまとめていくつも申請しないといけないケースが多いです。何度も同じように氏名、住所、生年月日を書くのは手間がかかると思っていたので、ボタンを押すだけで済むのは、とても便利ですね!



11月下旬からスタート!

申請書自動作成機を導入

証明書などを申請する際に、住所や氏名などの記入が不要となり、必要事項を追記するだけで申請ができるようになります。



2

備え付けのプリンターから住所・氏名が印字済の申請書が出ます

設置場所

各地区センター、市役所(市民課、マイナンバーカード交付推進室)

対象となる手続き

- 住民票、戸籍、印鑑登録証明書、税関係の証明書
- 転入、転出、転居などの住民異動とマイナンバーカードに関する手続き(入曽、新狹山、広瀬、市役所市民課のみ対応可)

問合せ 行政経営課へ ☎2935-4812